

# 子育て世帯対象の給付制度

## 児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当



各手当の支給要件に該当すると思われる人で、認定請求をしていない場合はご相談ください。

問い合わせ＝子育て支援課子育て支援係（☎47 - 1150）、新里支所市民生活課（☎74 - 2904）、黒保根支所市民生活課（☎96 - 2112）

### ●児童手当

対象＝中学校卒業までの児童を養育している人

児童の年齢	児童1人あたりの月額
3歳未満	1万5,000円
3歳以上小学校修了前	1万円 (第3子以降は1万5,000円)
中学生	1万円

児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。なお、児童を養育している人の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当などは支給されません。

### ●特別児童扶養手当

対象＝精神または身体に一定以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している人

等級	児童1人あたりの月額
1級	5万3,700円
2級	3万5,760円

※障がいの程度により金額が異なります

### ●児童扶養手当

対象＝次のいずれかの条件に該当する児童を監護している父または母や、父または母に代わって養育している人

- ①父母が離婚
- ②父または母が死亡
- ③父または母が重度の障がい者（障害者年金1級程度）
- ④父または母が生死不明
- ⑤父または母が1年以上遺棄
- ⑥父または母が1年以上拘禁
- ⑦父または母がDV保護命令を受けている
- ⑧母が未婚
- ⑨孤児など

支給期間＝児童が18歳に達する年の年度末まで。ただし、精神または身体に一定以上の障がいがある場合は20歳未満まで。

児童の人数	児童1人あたりの月額
1人目	4万4,140円～1万410円
2人目	1万420円～5,210円加算
3人目以降 (1人あたり)	6,250円～3,130円加算

申請はお済みですか。

## 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金

食費などの物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯の生活を支援するため、対象となる子ども一人につき5万円を支給しています。

支給要件や制度の内容については、市ホームページをご確認ください。

申請期限＝2月29日（木）

問い合わせ＝子育て支援課子育て支援係（☎47 - 1150）



▲市ホームページ  
(ひとり親世帯分)



▲市ホームページ  
(ひとり親世帯以外分)